1970
4月号
No.197
編集兼発行
鮫川村
総務課
塙町 佐藤印刷所

# 広報 さめがわ

4月の人口と世帯
人口 6.757(−153)
男 3.422(−62)
女 3.335(−91)
世帯数1.213(−15)

## 特別一般会計三億四千四百余万円
### 昭和四五年度の大型予算成立

昭和四五年度の一般会計および特別会計予算は、三月の定例村議会で慎重審議のうえ全会一致で議決され、次のように成立しました。

一般会計
二七九、〇〇〇千円

特別会計
国保 五三、六〇一千円
直診 一一、八九五千円
合計三億四千四百四九万六千円で、前年度当初予算に比し二〇、一%の増です。

一般会計の歳入（単位千円）

| | | | |
|---|---|---|---|
| 村税 | 二一、三四〇 | 衛生費 | 五、五二九 |
| 自動車取得税 | 三、〇〇〇 | 労働費 | 五、九五八 |
| 地方交付税 | 一三九、〇四九 | 農林水産業費 | 五八、〇八〇 |
| 分担負担金 使用料手数料 | 九、七七一 一、一二五 | 商工費 | 三七八 |
| 国庫支出金 | 三四、八九七 | 土木費 | 二九、一八九 |
| 県支出金 | 三〇、一三四 | 消防費 | 五、七六五 |
| 財産収入 | 九一〇 | 教育費 | 九九、〇八二 |
| 寄付金 | 三八六 | 公債費 | 一三、三七八 |
| 繰越金 | 六、〇五五 | 予備費 | 三、二五三 |
| 諸収入 | 一、三三三 | | |
| 村債 | 三一、〇〇〇 | | |

村税では個人村民税が減になりますが、たばこ消費税、固定資産税の増があるので七%余増になつています。

地方交付税は歳入総額の約五〇%を占め前年比で三三%余の増となり、国庫支出が一一%県支出が一四・五%増となりました。

村債は歳入の一一%が見込まれ、統合中の建築費や辺地対策道路の建設等に充てられます。

歳出は（単位千円）

| | |
|---|---|
| 議会費 | 七、五〇〇 |
| 総務費 | 三六、八八六 |
| 民生費 | 一四、〇〇二 |

一番大きいのは教育費で歳出総額の三五・五%を占め、その中で統合中学校建築費は五八、七三七千円を計上しています。

次いで農林水産業費の二〇・八%総務費の一三・二%土木費の一〇・五%の順です。

特別会計の国民健康保険では、乳児と八八歳以上の高令者が一〇割給付となり、助産費五、〇〇〇円、育児手当一、八〇〇円と改善され、辺地に家庭薬の配付などがあつて、保険税は六%余増となりますが、一般会計からの繰入れはありません。

直営診療所会計は、一般会計から一、二〇〇千円の繰入れがあり、予算額は前年比一五、五%の増となりました。

## 世界の願い交通安全
### 交通事故を無くしましょう



春の交通安全旬間は子供と老令者の安全に重点がおかれ、各学校毎に交通教室が開かれました。



主要な通学路には安全協会の役員や役場の職員が立ち、特に新入学の児童生徒について、正しい横断のしかたを指導しました。

### ◆昭和45年度村税納期一覧表◆

| 納期限 | 税目 | 期別 |
|---|---|---|
| 4月25日 | 軽自動車税 | 全期 |
| | 国民健康保険税 | 第1期 |
| 5月25日 | 固定資産税 | 第1期 |
| 6月25日 | 国民健康保険税 | 第2期 |
| 7月25日 | 村県民税 | 第1期 |
| 8月25日 | 国民健康保険税 | 第3期 |
| 9月25日 | 固定資産税 | 第2期 |
| 10月26日 | 村県民税 | 第2期 |
| | 国民健康保険税 | 第4期 |
| 11月25日 | 固定資産税 | 第3期 |
| 12月25日 | 村県民税 | 第3期 |
| | 国民健康保険税 | 第5期 |

## 戸籍法の一部改正

出生届、死亡届は生れた場所又は死亡した場所の市町村長に届出ることになつていましたが、今回の改正により昭和四十五年四月一日から、出生、死亡届に限り本籍地又は住所地でも届出ができるようになりました。



## おめでた

二月
道少田 橋本 洋子父政 嗣
内ヶ竜 中川西真由美〃春美
木之根 堀江 総〃恒 男

三月
大石草 有賀 宏幸父忠 男
馬場 鈴木 正展〃勝 正
大根屋敷佐久間えり子〃栄一
二反田 鷲野谷博則〃勝 男
道少田 湯座 則彦〃克 昌
巡ケ作 八島 修〃俊 雄
寅卯平 舟木 正博〃春 吉
田尻 蛭田 郁夫〃昌 一

## おくやみ

三月 世帯主
大根屋敷 中川西正雄53ミイ
宝木 渡部 留吉64吉 男
岩野草 松崎芳之助71甲子男
官代 前田 照48トシエ

農繁期に入りました。子供の火遊び、野良仕事に出るとき火の元には充分気をつけましょう。

# 農業改良推進員委嘱替
## 生改推進員も県知事から

激動する農業の再編成期に大切な役割りを果す農業改良推進員と、生活改良推進員は委嘱替が行われ、四月一日付で次のように県知事および村長から辞令書が渡されました

◉農業改良推進員
高坂一郎　石井好美　須藤久良　江田一夫　北条辰之　関根昭八　関根啓雄　坂本忠雄　我妻光男　生田目義也　金沢豊　水野成男　緑川利男　鈴木武　石井輝二　鈴木作衛　関根彦治　中川西寅夫　中川西吉正　青戸孝夫　国島義磨　石井栄　芳賀福雄　金沢寿光　藤田一朗　赤坂貞雄　石塚寛　星弘　長久保光市

◉生活改良推進員
高坂クニ　須藤昭子　藤田ミツ　白坂ナオ　北条キミ子　関根貞　関根チヨ子　大竹日出子　阿久津ナツ　斉藤シツエ　大河内キク　湯座カネ　金沢タマ　円谷ツヤ子　森芳子　鈴木テル子　渡辺房子　蛭田トク　中川西千恵子　青戸君江　松本セツ　矢吹マツヨ　芳賀貞子　芳賀ヤエ子　藤田文子　山形孝子　星フクノ　森田カノイ　石井シン

# 表彰記念に
## 交通安全腕章



このたび第九回交通安全県民大会が郡山市で開かれ、わが村からも代表者が出席しました。

その席上、安全協会の村の副会長市川正さんが功労者として表彰されました。

市川さんは名誉の表彰を記念して交通安全指導者用腕章を寄付されたので、村ではこれを各学校に配付して、交通安全のために役立てることにしました。

# 昭和四五年度予算の重点

村長　石田卯子八

予算は、去る三月一二日の議会で議決され、新年度とともに執行にはいりました

この年度は、一九七〇年代の第一年目であつて、激動の中に展けゆく年代の第一歩でもありますから、村政の諸施策も長期的な展望に立ち、変転する社会の諸情勢に対応し得る方向を把握しての基礎に立つものでなければなりません

この見地に立つとき、異常なまでに発達してゆく科学技術の進歩と、高度に持続する経済成長の中で、先づ強調されるべきは人間尊重の思想であり、人間育成の施策であると思います。

新年度予算では「豊かな人間性の育成」を基本方針の一とし、幼児教育としての保育所、義務教育の小中学校社会教育の勤労青年、婦人、社会学級などの強化を図り、母子健康センター、学校給食センター、社会体育の振興などに力点をおくことにしてあります。

特に統合中学校の建設は、建築規模においても、予算面においても従来にない大事業で、若い後継者のために魅力ある施設づくりを進める計画です。

基本方針の第二に、住民経済の安定的成長をあげており ます。

わが村の産業施策は、農業振興を主軸として進めてきており、この点今後も大きく変るものではないが、米の生産調整を初めとする日本農政の大転換は、農業を従来の農業の殻の中でのみ解決することは困難となり、もつと広い視野の中で、高度の政策が要求されております。

いわば農工一体といい、農村工家というような質的変貌が望まれます。

七〇年代最大の課題は、農業の再編成であるといわれますが、この認識に立つて総合農政の検討と展開は強力に進めなければならず、対策機関の設置も考慮することにしました

農業振興地域の指定、第二次農構の準備、林構の第三年次事業、農用地近代化、道路網の整備、阿武隈山系開発、適切な企業の誘致などを重点施策としております。

基本方針の第三には社会福祉の充実をあげました。地方自治行政の窮極の目標は、住民の幸福な生活の追及に奉仕することにあるわけですからあらゆる施策は住民サービスの向上に帰一するといえましょう

この点で母子の健康を守る母子健康センターの充実、児童老人の福祉向上、国保の給付改善等を図ることにしました

即ち乳児、最高令者の国保一〇割給付、助産費、育児手当の増額辺地へ家庭薬の配付などが計画されております。

また防災防火のための消防施設の増設があり、生活環境整備のための衛生処理施設の拡充は広域行政の一環として行うことになりました。

もとより限りなく拡がる行政需要を、小さな村の財政力でまかなうには限界があり、健全財政と行政効率の高度化を念願としながら、それでも予算規模は一般会計特別会計を合せて前年当初の二〇、一%増ということになりました

# 鮫川史(18)
## 戸塚騒動と山の赤坂(続)

国島義広

描写は浅くとも、其徒輩吾人の祖たるは失はず、載せて以て史実に忠ならんとす。

東白川郡史に依れば変棚倉に達するや、棚倉領主松平左近将監兵を境に進め之を鎮撫に当る。時に首魁善兵工出て曰く「我等事を企て此の挙あり全く止み難きに由る、罪決して軽からず。然し代官自裁せる以上、又何をか望まん。敢て謹んで公命を待つのみ」と声涙倶に下る。城代等一土民にして、尚義に殉ずる志の高きを感じ、特に縛を許して獄に投ずと。時に寛延三年二月十二日であつた。（二百二十五年前）雨降つて地固まるの例、この事ありてより塙代官としては、新に田中三次郎を江戸より派し、同年十一月より赴任し、農民主張の第一条件の年貢米春延べが認められた。其の当時判決文の内容の一例を挙げれば、（中略）首魁戸塚村善兵工獄門（刑場にさらし首三日捨札三十日）。戸塚村百姓幸助死罪、木野反村百姓七三郎死罪）。打首自家に渡す）財産欠所。戸塚村百姓長右エ門遠島（島流し）宝坂村名主六右エ門遠島以下各村々に数十人有り（略）惣百姓五百四十八人に重追、中追、過料罪の軽重あり、（略）北郷各村に見るに、渡瀬村、富田村、赤坂中野村、赤坂××村（東野村ならん）宝木村石井草村七ケ村、戸倉村、塚本、赤坂西野村、石神村、真坂村五ケ村は不参加にて免かる。

判決文の一例（北郷七ケ村分）右七ケ村名主、組頭共儀木野反村名主七三郎指出し義の廻状を、田野作村より渡瀬村へ請取り、夫より各村々に廻し宝木村に留置き、御代官吟味の節に持出し、村々百姓共陣屋詰致さずと雖も、宛所も之れ無き出所も知れざる廻状に候処、代官い訴へも致さず村々に相廻し候段、村役人に似ざる仕方、一同不将に付名主亡人に付過料金二貫文宛組頭儀は七人に付十貫文申し付候、間右遅滞なく急度納む可き者也。（原文漢文筆者訳）尚宝木村以北は廻状を宝木村に留め置きし為め、不参加故に罪が免ぬかる。

これは宝木村名主弥右エ門の知策とも云うべきである。

然し此の後富田村と戸倉村に手代を派し、これを管せり斯の始其の策源地たる戸塚村を始め二十九ケ村に対し、罪案通り刑の執行を見たり。其の後赤坂郷は、各藩に別れ領せられ、明治維新となる。

以上を総観するに、刑の適用甚だ重き嫌いあるも、幕府としては斯る運動の再発を防ぐが為め極刑に処せしか。

終りに首魁善兵工外五百六十四人の為め弔魂の意を表し筆を擱く。（未完）



立派に完成した江戸入林道




## 春さきに多い山火事

とくに春さきは山火事の多い季節です。危険な箇所での焚火は絶対に止めて下さい。

植林のため地拵えをするときの山焼きは危険です。必ず届出て安全な方法で行うようにして下さい。

山仕事での焚火と捨てタバコは絶対禁物です。お互に注意して火事を出さないようにお願いします。

## 災害は忘れた頃にやつてくる

# 議会だより

## 飼料基盤整備で畜産振興を
## 統合中第二期工事に入る

### 第二回定例会

三月九日に招集され十七名（欠員一名）の全議員が出席して開かれ、会期を十三日までの五日間とし、次の十四議案を審議し十二日に原案どおり可決し、十三日に一般質問を行ない閉会しました。

◉議案第二号　村議会の議員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例

従来の報酬がそれぞれ三千円引上げられ、議長二万三千円、副議長二万円、議員一万八千円となりました。

◉議案第三号　村長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

村三役の給与が次のように改正されました。カッコ内は旧給与、村長十二万円（十万円）、助役九万五千円（七万五千円）、収入役八万五千円（七万円）

◉議案第四号　教育長の給与勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例

教育長の給与が七万八千円（六万六千円）に改正されました。

今回の特別職給与改訂は、郡内各町村の均衡をとるため郡段階の報酬審議会で審議され、更に村の審議会の審議を経て答申された結果に基き提案されたものです。

◉議案第五号　特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

各種委員等が会議に出席したときの費用弁償は、一日四百円を支給することになりました。

◉議案第六号　区長及び区長代理設置条例の一部を改正する条例

前と同様に費用弁償一日四百円を支給するものです。

◉議案第七号　職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

大型特殊自動車の運転に従事した職員に一日八十円を加算するものです。

◉議案第八号　鮫川村立小学校及び中学校条例の一部を改正する条例

◉議案第九号　中学校統合について

四十五年四月より青生野中学校の名称が廃され鮫川村立鮫川中学校となります。

◉議案第十号　昭和四十五年度鮫川村一般会計予算

年度ごとに大型化してくる村予算は新年度で二億七千九百万円、前年度より一二・二七%増となりました。

主な事業費は東白川地方衛生処理組合の施設拡充費等の負担金二百四十万三千円、畜産振興のための飼料基盤整備特別対策事業費一千四百三十四万二千円、第一次二次農構事業費二百三十九万六千円、県単林道開設工事費六百七十九万円、林構による林道工事費一千二百八十一万七千円、道路新設改良費二千三百八十九万円、スクールバス購入費四百八十万円、統合中学校第二期工事費五千八百七十三万七千円等であります。

◉議案第十一号　昭和四十五年度鮫川村国民健康保険特別会計予算

国保会計は四千九百五十三万四千円で前年度より一二・六六%増となり、才入では国保税と国庫負担金が増し、才出では療養給付費が九百四十万三千円増で四千二百六十四万六千円となりました。

診療所会計は前年度より三十万五千円増の一千二十九万五千円です。

◉議案第十二号　辺地に係る公共的施設の総合整備計画について

辺地と他地域における生活文化水準の格差を是正するための長期計画です。

◉議案第十三号　昭和四十四年度鮫川村一般会計補正予算（第九号）

国県支出金八十四万七千円の財源で失対事業用のトラクターショベル購入費二百二十三万五千円等が補正増になり不足分は補正減と予備費により充当されました。

◉議案第十四号　鮫川村国民健康保険条例の一部を改正する条例

四月一日から八十八才以上の老人の医療費を無料とし、助産費二千円を五千円に育児手当一ヶ月二百円が三百円に引上げられました。

◉議案第十五号　字の区域の画定について

圃場整備事業を行なう渡瀬字上耕地、中野町、木之根、下の区域を字上に統一するものです。

### 一般質問

次の六議員から村長、教育長、関係課長に質問、それぞれ答弁がありました。

芳賀経哉議員

①県道上耕地内の県道付替工事について②県道改良工事について，

鈴木一実議員

①米の生産調整について、②各種請負事業について

岡部伝議員

①米の生産調整について、②行政区変更措置について、③学校給食について、④交通安全対策について

大竹茂議員

①農業行政と阿武隈開発について

吉田義一議員

①本村農業の方策について、②生活経済の精神振興について、③生活関連施設の充実について④、固定資産税額の評価替について、⑤産業の広域指導態勢について



定例議会の熱心な質疑応答

## グループ紹介 (11)

### 「しらかば会」

私達の「しらかば会」は、福原十二名と田苗下八名が一諸になつて十二年余りになりますが、時代の波に従つて活動が活発になつて来ましたので、昭和四十一年に正式な会則を作り名前をつけたのです。

会則の内容としては事務所を福原公民館に置き、家庭生活及び社会生活に必要な婦人としての教養を高めると共に、教育に対する理解を深め、協同の精神を発揮して、住みよい部落建設のためにつくす事を定めました。

役員は婦人会の部落役員が会長と副会長になり副会長は会計にあたります。次に資金の面ですが、会費は一人五十円婦人会より活動するたびに一人当り十円、部落農事組合より二、〇〇〇円を助成して戴きますので感謝しております

次にグループ活動についてですが、年度始めに皆んなで希望や意見を出し合い古着の改善、編物、料理講習、これからの農業経営について先進地の視察などの計画を立て、農繁期以外は毎月会を開いております。

小さなグループなので村外からの先生はたのまず、中央学級生や推進員、生活指導委員さん方をお願いして勉強しています。毎回のグループには全員が出席して下さいますので、私達役員としても安心して会を開く事が出来ます。

此の外バレーボールが盛んになつてきて、各グループごとに区よりボールを戴いていますので、レクリエーションとしてやつています。

それから先進地視察についてですが、視察資金として毎月百円づつ貯金をしていますので、年一回県内視察をしています。今年は私達の部落では酪農が盛んになつて来ましたので、石川町の有賀牧場を視察して母畑温泉に廻り、温泉にひたりながら酪農経営についての話し合いをして又、昼には宿のぜんなどに料理を味わいながら民謡などもロずさみ、これから先の農業経営に心を悩まされながらも楽しい一日を過して来ました。

私達のグループは集りとまとまりが良いので、外のグループより幸福です。これから先も、このしらかばの木のごとく、春早々に芽ばえ、夏には青々とした葉を茂らせ、秋は紅葉で早く山をかざり、冬には幹白く清楚で素直で伸々と又来る春を持つ木のように、去る年を積み重ね来る年に希望を持つて、長く長く続けて行きたいと思います。（しらかば会代表大河内トメ）



しらかば会のメンバー

# 国保だより

## 保険給付の改善について

四月一日から保険給付の内容が次のように改善されました。

◎老人10割給付の実施

年令八十八才以上の老人の診療費は入院を除き全額村が負担します。入院した場合は今までどおり診療費の三割分を医者に支払つて下さい。

◎助産費の引き上げ

助産費は二千円から五千円に引き上げられました。

◎育児手当金の引き上げ

育児手当金（六ヶ月間育児）を一件千二百円から千八百円に引き上げられました。

◆保険証を大切に◆

最近国民健康保険被保険者証を紛失などで再交付を受ける方が多くなりました。

保険証は医療の給付を受けるのに絶対必要なものですから大切に一定の場所に保管するよう心がけましよう。

## 国民年金の保険料について

国民年金保険料の納期は年四回です。定められた期限までに納めましよう。

「けが」や不幸にも主人を失うようなことがあつたとき障害年金や母子年金が受けられない場合があります。納め忘れのないように注意して下さい。

また何カ月分も滞納が積りますと金額が大きくなり一度に納めにくくなります。

毎期納入するのがめんどうの方は一ヶ年以上をまとめて前納することが出来ます。

所得が少なくて保険料を納められない方は、保険料を申請によつて免除することができます。

保険料の免除を受けた場合は、老令年金（六五才より）を受けるときに免除した期間分は年金額が差し引かれることになります。

しかし免除を受けていた方が将来資力が回復したときに以前の免除を受けていた期間分の保険料を追納しますと、高い年金額を受けることができます。追納する方は、村役場に申し出て下さい。係がご相談に応じます。

年金保険料の納期

| | | |
|---|---|---|
| 1期 | ＝ | 4月25日です |
| 2期 | ＝ | 7月25日 〃 |
| 3期 | ＝ | 10月25日 〃 |
| 4期 | ＝ | 1月25日 〃 |

老後に咲く花国民年金

保険料は昭和四五年七月一日から次のように増額されます。したがつて事故や死亡等で受ける障害年金や母子年金を受ける額も増額されます。増額される年金は次のとおりです。

年金保険料

| | | |
|---|---|---|
| 20才～34才 | 4月～6月まで……月250円<br>7月～3月まで……月450円 | 年額4,800円 |
| 35才以上 | 4月～6月まで……月300円<br>7月～3月 ……月450円 | 年額4,950円 |

1年以上の前納の場合は割引きされます

※2年の場合
20才～34才まで＝年額4,670円
35才以上 ＝年額4,820円

## 教職員異動

校長教頭先生の異動が四月一日付で次のように発令されました。

青生野小学校長　米川　清（いわき四倉小教頭）
青生野小学校教頭　菊地理夫（東舘小教論）
西山小学校教頭　石川武紀（山岡小教頭）

○転出された先生

小野田小学校長　安部雅人（青生野小校長）
蓬田中学校長　美田幸三（青生野中学校長）
山岡小学校教頭　斉藤誠一（青生野小学校教頭）
真名畑小学校教頭　杉本祐司（西山小学校教頭）





こんど村で購入したトラクターショベルです。価格230万円の新型機械で、村道補修工事の砂利の積込みなどに偉力を発揮します。

これまでは採石された砂利をダンプカーに積込むのにベルコンや人力で行ないましたが、今後はこの機械で能率的に作業が進みます。

## 水野さん他五名に米寿の記念品

郵政省では簡易保険事業五十三周年記念事業として、全国の八十八才の老人に金盃を贈り、長寿を祝いました。

本村では次の六名の方が該当してこのほど郵便局長から記念品が贈られました。

矢吹作治、鈴木ツル、舟木ヤエ（西野）、水野テル（中野）、芳賀タツ（渡瀬）、長井キヨ（青生野）

## 心配ごと相談所

○定例相談日

毎月十日、二十日、三十日（但し相談日が日躍、祭日の場合は翌日となります）

時間

午前十時から午校二時まで

○場所　鮫川村青年研修所

○相談事項

・人間関係の心配ごと
・経済的な心配ごと
・身体の健康上の心配ごと
・その他の心配ごと

○相談員

民生委員、毎月二十日には行政相談員も出席します。

○相談料　無料

○秘密は守られます。気軽に相談して下さい。

鮫川村社会福祉協議会



## 春の道路愛護・清掃デー

このほど区長会が開かれ、春の道路愛護デーを四月二八日（火）に実施することにきまりました。

当日は例年のとおり道路愛護作業に奉仕して下さるようおねがいします。村からは作業用のじよれんをお渡しすることにしてあります。

なお河川の清掃についても併せておねがいすることになつており、春季清掃もかね、火防督励も行ないますのてご協力下さい。

またカ、ハエの防除のため3％BHC粉剤を配付しますから発生源と思われる場所に撒布して下さい。



福島県共で県のグランドチャンピオンに選ばれた鈴木　誼さん飼育の見事な和牛（点数79.4）



村共のグランドチャンピオンは本郷　貢さん飼育の和牛。王様肉用牛の裏様十分。

## 確定申告がまちがつていたときは

確定申告をしたあとで、所得や税額の計算をまちがえて税金を少なく納めたような場合には「修正申告」をして訂正することができます。修正申告は、税務署から更正の通知を受けるまではいつまでも提出できます。調査を受ける前に修正申告をした場合には過少申告加算税はかかりません。

所得や税額の計算をまちがえて税金を納め過ぎた場合には、五月十六日までに「更正の請求」の手続きをして、納め過ぎた税金を返してもらうことができます。

（白河税務署）

## 火事の多い季節です

山の焚火、炭がまの火
子供の火あそびにはくれぐれもご用心